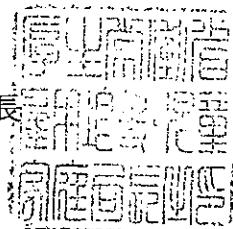


福島県知事
郡山市長 殿
いわき市長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



福島県内の保育所等の園舎・園庭等の線量低減について（通知）

厚生労働省では、国際放射線防護委員会（ICRP）の助言・声明及び原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解を受け、「福島県内の保育所等の園舎・園庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」（平成23年4月19日付け雇児発0419第4号。以下、「暫定的考え方」という。）を通知したところです。

このたび、これまでの保育所等の園舎・園庭等の線量低減状況等を踏まえた考え方を改めて示すこととしましたのでお知らせします。

1.これまでの対応

（1）暫定的考え方

厚生労働省では、4月19日に示した「暫定的考え方」において、今後できる限り、子どもの受ける線量を減らしていくことが適切であるとした上で、保育所等を対象とした線量の調査結果を踏まえ、園庭で毎時 $3.8 \mu\text{Sv}$ 以上の空間線量率が計測された保育所等について、当面園庭での活動を1日あたり1時間程度にするなど、保育所内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である（※1）こと等を通知したところです。

（2）園庭の土壤対策

園庭の土壤対策については、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）が国立大学法人福島大学の協力を得て行った実地調査の結果を踏まえ、5月11日に文部科学省から校庭・園庭の土壤に関して「まとめて地下に集中的に置く方法」と「上下置換法」の二種類の線量低減策が有効であることが示され、また5月27日に文部科学省から「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」が示されたことを踏まえ、「福島県内における子どもが児童福祉施設等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」（平成23年6月6日付け事務連絡）を発出し、園庭の空間線量率が毎時 $1 \mu\text{Sv}$ 以上の保育所等を対象に、園庭における土壤に関して子どもの受ける線量の低減策を講じる設置者に対し、児童福祉施設等の災害復旧事業の枠組みで財政的支援を行うこととした。

(3) 保育所等におけるモニタリング

「暫定的考え方」や原子力安全委員会の助言を受け、当初一定以上の空間線量率が測定された保育所等において、原子力機構の協力による継続的な調査を実施するとともに、保育士等に簡易型積算線量計を携帯していただき、子どもが実際に受ける線量の測定も行っています。さらに、6月からはそれ以外の福島県内の保育所等に対し積算線量計による同様の測定を行っています。(※2)

2. 現状と今後の対応

(1) 現状

「暫定的考え方」は、平成23年4月以降、おおむね8月下旬までの期間を対象とした暫定的なものであり、この間、1.に示した対策がなされたところです。これにより、モニタリングを通して放射線量の状況が明らかになるとともに、園庭の土壤除去等の具体的な手法が示され、それに基づく土壤除去が進んだこと等により、既に園庭において毎時 $3.8 \mu\text{Sv}$ を超える空間線量率が測定される保育所等はなくなっています。

一方、今後ともICRP勧告が提示している非常事態収束後の参考レベルである年間 $1 \sim 20 \text{ mSv}$ について、年間 1 mSv に向けて低減していく取組を進めていく必要があり、また、現在、原子力災害対策本部では、「除染に関する緊急実施基本方針」

(平成23年8月26日原子力災害対策本部決定)において、学校や保育所だけでなく学校外等も含めた生活全般に係る今後の除染に関する基本的な方針を定めるとともに、「市町村による除染実施ガイドライン」(平成23年8月26日)において、「暫定的考え方」はその役割を終えたとしたところです。こうした中、地域でも子どもが多くの時間を過ごす保育所等について線量を低くする努力を続けていくことは重要です。

(2) 今後の考え方

1) 保育所等において子どもが受ける線量と対策の目安

以上のことから、今後、保育所等において子どもが受ける線量については、原則年間 1 mSv 以下(※3)とし、これを達成するため、園庭の空間線量率については、子どもの行動パターン(※4)を考慮し、毎時 $1 \mu\text{Sv}$ 未満を目安とします。

なお、仮に毎時 $1 \mu\text{Sv}$ を超えることがあっても、屋外活動を制限する必要はありませんが、除染等の速やかな対策が望ましいと考えられます。

2) 局所的に線量が高い場所の把握と除染

一方、保育所内には、園庭と比較すると局所的に線量が高い場所も存在しており、今後、合理的にできる限り受ける線量を下げていくとの考え方からすれば、その把握及び除染も課題となっています。

したがって、保育所等において比較的線量が高いと考えられる場所については、園内を測定して当該場所を特定し、除染したり、除染されるまでの間近づかないように措置することが、子どもがより安全で安心できる生活を送る上で重要であると考えられます。

このような除染活動は、保育所等の関係者、地域の住民等によって実施することができるようと考えられ、その際、「福島県内(警戒区域及び計画的避難区域を除く)における生活圏の清掃活動(除染)に関する基本的な考え方」(平成23年7月15日原子力

災害対策本部決定) 及び、「生活空間における放射線低減化対策の手引き」(平成23年7月15日、福島県災害対策本部決定) 等は、測定及び除染等を進める上で有益であると考えられます。

なお、このような除染活動等に当たっては、I C R Pの「放射線被ばくは、社会的、経済的要因を考慮に入れながら、合理的に達成可能な限り、低く抑えるべきである」(防護の最適化の原則) という考え方を踏まえて実施することが適切です。

3) 厚生労働省における今後の対応

厚生労働省としても、園庭の土壤に関する線量低減策への財政的支援を行うとともに、文部科学省と連携し、モニタリング体制の強化等を図ることとしていますので、「福島県原子力被災者・子ども健康基金」等と併せて活用願います。

以上を踏まえ、各自治体におかれでは、管内の保育所等について優先的に除染を行い、子どもが受ける線量について、合理的に可能な限り低くしていただくよう、お願いします。

福島県におかれでは、域内の市町村(いわき市、郡山市を除く)に対し、本件につき御周知くださいますよう併せてお願いします。

※1 警戒区域並びに計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在する保育所等については、園舎・園庭等の利用は行わないこととされている。

※2 放射線モニタリングに関する情報については、文部科学省ウェブサイトに最新の結果を公表している。

※3 保育所等での内部及び外部被ばくを含み、自然放射線による被ばく及び医療被ばくは含まない。また、8月26日からの数値とする。

※4 保育所への通所日数…年間250日

1日当たりの平均滞在時間…8時間

うち屋内活動…0歳～1歳7時間、2歳～3歳6.5時間、

4～5歳5.5時間

うち屋外活動…0歳～1歳1時間、2歳～3歳1.5時間、

4～5歳2.5時間

【本件照会先】

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局保育課

企画調整係

TEL : 03-5253-1111 (内線7920)

FAX : 03-3595-2674